

一般社団法人歩き塾 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 歩き塾 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県千葉市美浜区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象とし、「歩く」をテーマに余暇活動、健康増進、社会福祉の増進、それと共に人材育成を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 成人病予防、健康増進、社会的孤立の予防支援などの、社会的課題を解決するための事業。
- (2) 「歩く」ために何が必要かを具体的に提案し支援するための事業。
- (3) ホームページの公開、メーリングニュースの配信等の情報発信事業。
- (4) その他、上記の目的を達成するために必要な事業。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。

- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の半数以上の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(抛出金品の不返還)

第11条 社員の既納の入会金、会費、その他抛出金品は退会及び除名時に返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、代表理事がこれを決定し招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、書面又は電磁的方法により、開催日の5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 理事または社員が提案した事項において、理事、社員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

- 2 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない社員はあらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議決については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定等)

第18条 当法人に次の役員を置く。

理事 2名以上 9名以内

監事 1名以上 2名以下

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う義務を有する。

(解任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（報酬等）は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 基金

(基金)

第25条 当法人は社員又は第三者に対し、一般社団法人法131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第26条 基金の募集、割り当て及び払い込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議が決を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この法人の事業計画及び収支決算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第32条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 志賀奈美

設立時理事 中村弘子

設立時代表理事 志賀奈美

設立時監事 柴田翠

(設立時社員の氏名及び住所)

第33条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

東京都八王子市川町2-4-4番地176

志賀奈美

東京都国分寺市西町二丁目17番地1

中村弘子

千葉県千葉市美浜区打瀬1丁目2番地3 セントラルパークウエストB棟902号

柴田翠

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従うものとする。

以上、一般社団法人歩き塾設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年9月1日

設立時社員 志賀奈美 印

設立時社員 中村弘子 印

設立時社員 柴田翠 印